

地域医療支援病院承認に当たっての考え方

東京都立小児総合医療センター
院長 山岸 敬幸

当院は、「すべての子ども達が笑顔になれるよう、最善の医療を行う」ことを理念に掲げ、小児の「からだ」から「こころ」まであらゆる疾患を対象として、高度・専門医療を提供しています。当院の役割は、小児専門医療、小児救急・急性期医療、周産期医療、児童・思春期精神医療などにおいて「小児医療の拠点」として、胎児期から思春期・成人期まで切れ目なく、子どもたちとご家族に安心・安全な総合的・全人的医療を提供することです。

小児専門医療では、あらゆる疾患領域の専門医を有し、特に心臓病、アレルギー、腎不全など専門性の高い疾患に対してもセンター化したチームによる集学的医療を展開し、難易度の高い先天性心疾患のカテーテル治療および外科手術、アナフィラキシーを含む重症アレルギー疾患の管理、腎透析および移植医療などの高度先進医療を実施しています。また小児がん医療においては、国が定める「小児がん拠点病院」として専門的な治療の提供に加え、AYA世代の患者に対する治療と多様な相談支援にも積極的に取り組んでいます。

小児救急医療では、365日24時間体制で「東京ER・多摩（小児）」を運営し、「断らない」総合的な救急診療を提供しています。国内最大規模のPICU（小児集中治療室）を有し、高度な救命救急・集中治療を必要とする重症患者にも対応しています。東京都において、他の医療機関では救命治療の継続困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う「東京都こども救命センター」にも指定され、その使命を果たしています。特に、多臓器にわたる複雑な全身外傷など、小児のすべての外科系専門診療科を有する当院でなければ対応できない重症例も数多く担っています。

周産期医療では、総合周産期母子医療センターとして国内最大規模のNICU・GCUを有し、超低出生体重児や外科疾患を含む集中治療が必要な新生児を年間650名以上受け入れています。東京都全域および近郊の地域医療機関から、胎児診断を含めた母体紹介や緊急母体搬送を多摩総合医療センター産婦人科で受け入れ、年間1100件以上の分娩に対応しています。また新生児専用ドクターカーにより、年間200件以上のハイリスク新生児を迅速に搬送し、NICUで治療するなど、安心して出産・育児ができる地域づくりに貢献しています。

児童・思春期精神医療では、心身症、摂食障害、自閉スペクトラム症、適応障害、統合失調症など幅広い「子どものこころ」の課題に対し、幼児期から思春期に至る専門診療を提供しています。さらに、子どもの心診療拠点事業に参画し、子ども家族支援部門を設置し、他院では対応できない重症診療から、院内の多職種が連携したリエゾン医療、地域の患者の外来・デイケアなど、多岐にわたる児童・思春期精神科診療を実践しています。

地域医療においては、当院の運営理念の一つ「社会とともに創る医療の提供」のもと、765の地域医療機関と連携協定を結び、連携診療・紹介・逆紹介や医療機器の共同利用などを推進しています。また、地域の医療機関では対応が困難な医療的ケア児を積極的に受け入れ、在宅医療との切れ目のない支援を通じて、地域の安心につながる医療提供体制の構築にも寄与しています。令和6年度には、紹介患者数9,576人、逆紹介患者数7,180人、救急患者数36,491人、救急搬送応需率97.0%と、地域から多数の患者を受け入れるとともに、診療後の逆紹介を通じて地域への円滑な医療移行も実現しており、地域医療支援病院としての役割を実質的に果たしています。

当院は、今後も限られた医療資源を有効に活用しながら、特徴である小児の専門医療、救急・急性期医療、周産期医療、児童・思春期精神医療を中心とした高度拠点医療を提供し続けるとともに、紹介・逆紹介を基盤として地域医療連携を一層推進してまいります。また、地域医療従事者に対する研修や情報交換会などを通じて、地域全体の医療の質の向上と医療提供体制の強化にも取り組んでまいります。

以上、当院は引き続き、地域医療に携わる方々と協働し、地域のニーズを的確に捉え、地域に必要とされる医療を提供していく所存です。当院の地域医療への貢献をさらに発展させ、「社会とともに創る医療の提供」を益々充実させたく、ここに「地域医療支援病院」の承認をお願いし、申請させていただく次第です。何卒宜しくお願い申し上げます。

管理者の行うべき事項として知事が定める事項についての実施計画

東京都立小児総合医療センター
院長 山岸 敬幸

地域医療支援病院の承認申請を行うにあたり、「地域医療支援病院の管理者の行うべき事項」としての「災害医療の提供」について、当院の実施計画等を以下に記載します。

(1) 災害医療に係る院内組織体制

当院は、多職種により構成された災害対策委員会およびその下部組織を中心に、平時より災害対策に取り組んでいます。北多摩南部保健医療圏における災害拠点病院として多摩総合医療センターと連携のもと、災害発生時に必要な医療救護活動や DMAT 等の活動拠点として機能し、地域医療体制の維持に努めております。

また、北多摩南部二次保健医療圏においては、多摩総合医療センターとの連携のもと、地域災害拠点中核病院としての役割を担い、地域災害医療コーディネーターや小児周産期リエゾンの拠点としても機能しています。さらに、国分寺市・国立市とも災害協定を締結し、より広域的な医療支援体制の整備に取り組んでいます。

(2) 災害発生時の対応について

当院は、小児医療および周産期医療に特化した高度専門医療機関として、災害時にも切れ目のない医療提供を継続する責務を担っております。災害発生時には、速やかに院内に災害対策本部を設置し、初動対応として、患者・ご家族・職員の安否確認、建物・ライフライン等の被害状況の把握を行います。そのうえで、院内の災害対応マニュアルに基づき、段階的かつ組織的な対応を実施します。

当院では、特に新生児や小児重症患者を的確かつ迅速に受け入れるため、平時より各診療部門間の連携体制を整備しており、トリアージ後の迅速な治療提供が可能な体制を構築しています。

ハード面では、電気・医療ガス・水道・電子カルテなどの重要インフラに対する災害対策を講じ、医薬品・飲料水・食料については概ね3日分の備蓄を確保しています。ソフト面においては、災害対応マニュアルの整備、職員に対する教育・訓練、情報収集・分析体制の強化、定期的な災害対応訓練の実施により、実効性のある災害対応体制の構築に努めています。

(3) 今後の展望

まず、災害時に確実に機能する体制の構築に取り組んでいきます。具体的には、災害対策本部立上げ訓練を定期的の実施し、各職員が自らの役割を的確に理解し行動できる体制の整備を進めています。あわせて、事業継続計画 (BCP) や災害対策本部マニュアルの整備・更新を行うとともに、各部門の対応マニュアルやアクションカードの見直しも随時行っていきます。

多摩総合医療センターならびに北多摩南部二次保健医療圏の各自治体との連携をさらに強化し、実動訓練を共同で実施することで災害時における医療対応能力の向上を図ってまいります。また、緊急医療救護所の設営訓練を実施することで、府中市ひいては国分寺市・国立市との連携もさらに強化してまいります。

災害時には、多摩地域医療圏からの患者の広域受入れが想定されることから、小児災害医療の提供体制の一層の充実を図り、地域の「最後の砦」としての責務を確実に果たしてまいります。

【地域医療支援病院任意様式】

管理者の行うべき事項として知事が定める事項についての実施計画

東京都立小児総合医療センター
院長 山岸 敬幸

地域医療支援病院の承認申請を行うにあたり、「地域医療支援病院の管理者の行うべき事項」としての「感染症医療の提供」について、当院の実施計画等を以下に記載します。

1 平常時の感染症医療への取組

当院は、小児専門病院として幅広い感染症医療を提供している。年間3万人超の救急外来（ER）患者の多くが感染症患者である。また、一般の医療機関では対応が難しい重症感染症については、東京都こども救命センターであるPICU（小児集中治療室）にて、専門的な救命医療を提供している。またほとんどの医療機関で対応できない先天性感染症など母子感染症にも対応している。さらに、感染症科には、小児感染症専門医が複数配置されており、院内外からのコンサルテーションや、他院で診断、治療が難しい疾患への専門的な診療を行っている。また、感染管理チーム（ICT）活動として、医師、看護師、検査技師、薬剤師、事務など多職種が密接に連携し、院内ラウンドや感染症発生状況の分析、アウトブレイク時の対策、手指衛生、職員へのワクチン接種推進など、平常時の院内感染対策に積極的に取り組んでいます。

2 新興感染症発生に向けた取組

「新型インフルエンザ等発生時におけるBCP（診療継続計画）」を策定しており、新興感染症が発生した場合には、勤務可能な職員の減少も視野に入れ、業務を効率化して、急性期医療を優先することとしており、特に他院で対応が困難な小児の重症患者対応、高度専門医療に重点的に取り組む方針です。

また、感染対策向上加算1の施設基準を届け出ており、新興感染症発生を想定した合同訓練や感染対策について情報交換等を行う年4回の合同カンファレンスなどを通じて、地域の保健所、医師会、医療機関との連携を密に行っている。令和6年11月には、多摩府中保健所、府中市医師会、複数の医療機関との合同訓練を実施しており、新興感染症発生を想定して、模擬患者の受入れ訓練、活発な意見交換等を行い、患者受入時の流れ等の点検を行いました。

3 医療措置協定への対応

新型コロナウイルスが感染症法Ⅱ類相当の時期には、都内で最も多くの小児患者の入院対応をした実績があります。令和6年4月に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）を締結し、流行初期に80床（うち重症用20床）、流行初期期間経過後に100床（うち重症用20床）の病床確保を行います。多摩地区の小児入院医療施設での小児感染症患者対応の中心的な役割および調整を行うとともに、行政と連携して、虐待などで施設に保護入所している小児の感染者対応のサポートを行います。さらに、地域の医療機関と連携し、小児感染症専門医による診療支援・助言体制を構築しており、必要に応じて治療や感染対策の専門的アドバイスを提供します。また、感染症指定医療機関である都立多摩総合医療センター等と連携するとともに、平常時から個人防護具の備蓄や医療従事者への研修を実施しています。